

# 注文をしていないのに品物が届く

## 「送り付け商法」に注意!!



○勧誘を断ったはずの商品が届き、後から請求書が届いた。

○商品を代金引換で受け取ったが、身に覚えのない商品だった。

など、「送り付け商法」に関する相談が年末年始にかけて多く寄せられます。

### ～事例～ 断ったはずの海産物が送られてきた！

悪徳業者



アリジーゴク

海産物を扱う〇〇業者です。  
奥さん、お安いカニがありますよ。  
いかがですか？

消費者



アリママ

うちはいいです！



ありがとうございます。  
今から商品をそちらに送ります。  
もうキャンセルはできませんよ！

と言って一方的に  
電話を切られてしまい  
数日後、本当にカニが  
代金引換で届いた。

『うちはいいです！』と断ったはずなのに  
本当にカニが届いたわ。  
どうしたらいいの？



### 断り方を覚えておこう！

#### ◎良い断り方

「必要ありません」  
「いりません」  
「興味ありません」  
「もう電話しないでください」  
など**ハッキリ断る!!**

#### ✗ダメな断り方

「結構です」  
「いいです」 } 肯定の意味にも  
「考えておきます」 } とれる曖昧な返答  
「今忙しいので」 } また連絡が  
くる

## ★消費生活相談窓口からアドバイス★

- 断ったにもかかわらず、一方的に商品を送り付けられた場合、**代金支払いの義務**はなく、**受け取る必要はありません**。
- 商品を受け取り代金を支払ってしまうと、支払った代金を取り戻すことは非常に難しくなります。代金引換の場合は、配達員に「受け取りません。」と伝えるなど、安易に受け取らないようにしましょう。
- 荷物の宛名を確認し、家族を含めて購入や贈り物に心当たりがないかを必ず確認しましょう。
- 勧誘されても必要なければ、はっきり断りましょう。
- 業者名や連絡先を確認しておくことも大切です。

**困ったときは、まず相談しましょう！**



「**消費生活センター・消費生活相談窓口**」は、地方自治体が運営する消費者のための相談業務や情報を提供する機関です。

悪質商法による被害や契約トラブルなどについて、専門の相談員が解決のための手助けや助言を行っています。「困ったな」「どうしよう」と思ったときは、あきらめないで、まず**消費生活相談窓口**に相談しましょう。



## 西諸県地域消費生活相談窓口

(小林市役所市民課内)

### ● 相談窓口専用電話

**☎ 23-1179 (直通) 又は188 (局番なし)**

### ● 受付時間 (土日祝日・年末年始を除く)

**9:00~12:00、13:00~16:00**

※来所相談を希望される方は、事前の連絡をお願いします。

